平成２６年（フ）第７８５３号
神奈川県藤沢市西俣野108　黒坂方
債務者　藤原　路央
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８５４号
東京都墨田区向島４丁目24―10
債務者　石橋　泰子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８５６号
東京都大田区西嶺町27―８―103
債務者　榎本　秀信
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６３号
千葉県流山市松ケ丘２丁目330―５―３
債務者　秋吉　拓也
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６４号
東京都江東区東砂２丁目13―17―409
債務者　蓮見　秀和
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６５号
東京都中野区弥生町３丁目27―10―101
債務者　田村　公
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６６号
東京都中野区弥生町３丁目27―10―101
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６９号
東京都世田谷区大原１丁目41―14―101
債務者　嘉陽田明美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８７３号
埼玉県狭山市鵜ノ木16―25―304
債務者　小嶋　良訓
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８８３号
神奈川県川崎市川崎区貝塚２丁目５―12―206
債務者　我妻　隆
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８８４号
埼玉県越谷市蒲生２丁目１―52―203
債務者　中村　良太
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８８５号
神奈川県横浜市鶴見区矢向４丁目１―11―105
債務者　嘉瀬　高則
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８８６号
東京都江戸川区西小岩５―15―20―301、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町松橋480
債務者　竹宮　琴
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８８９号
東京都足立区栗原４丁目23―６―202
債務者　四役　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８９１号
神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1161―11―101、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市駒西３丁目７―10　フローラふじみ野Ｂ棟203
債務者　菊池花菜美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部